

「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」普及委員会規約

制定 平成 18 年 10 月 27 日

1. 委員会の名称

「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」普及委員会（以下、委員会）とする。

2. 目的

「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」（以下、ガイドライン）に沿った養殖魚のトレーサビリティシステム普及ため、普及方策を検討し、ガイドライン関連文書の作成や、必要であれば改訂を行う。

3. 検討事項

- ・ガイドライン関連文書の作成や改訂
- ・ガイドライン等に沿った普及方策
- ・現状調査の評価
- ・その他

4. 委員会の位置づけおよび構成

- (1) 委員会は、ユビキタスシステム開発検討委員会の部会として設置する。
- (2) 社団法人 食品需給研究センター（以下、需給センター）の理事長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (3) 委員会の座長は、委員の互選によって選出する。

5. 委嘱期間

委員委嘱を承諾した日から、平成 19 年 3 月 29 日までとする。

6. 出席のための費用

委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、需給センターの規程により支払うこととする。

7. 事務局

委員会の事務局を、需給センターに設置する。